

松本歯科大学動物実験委員会委員

文科省基本指針および内規第 2 条における役割		所属	役職
第 1 号	動物実験等に関して優れた見識を有する者	総合歯科 医学研究所	准教授 (委員長)
		歯学部	教授
		歯学部	教授
第 2 号	実験動物に関して優れた見識を有する者	歯学部	教授
		総合歯科 医学研究所	教授
第 3 号	学識経験を有する者	歯学部	准教授
		歯学部	講師

(平成 31 年 4 月 1 日現在)